

「申請に対する処分」 基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	防災管理点検報告の特例認定	
根拠法令・条項	消防法第36条第1項において準用する第8条の2の3第1項	
所 管 課	予防部	予防査察課
審 査 基 準	<p>認定の要件は、消防法第36条第1項において準用する第8条の2の3第1項により、「申請者が防火対象物の管理を開始した時から3年が経過していること」、「過去3年以内において消防法第5条第1項、同法第5条の2第1項、同法第5条の3第1項、同法第8条第3項若しくは第4項、同法第8条の2の5第3項、同法第17条の4第1項若しくは第2項又は同法第36条第1項において準用する第8条第3項若しくは第4項の規定による命令（防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況が同法若しくは同法に基づく命令又はその他の法令に違反している場合に限る。）がされたことがなく、又はされるべき事由が現にないこと」、「過去3年以内において消防法第36条第1項において準用する第8条の2の3第6項の規定による取消しを受けたことがなく、又は受けるべき事由が現にないこと」、「過去3年以内において消防法第36条第1項において準用する第8条の2の2第1項の規定による点検及び報告がされていること」、「過去3年以内において消防法第36条第1項において準用する第8条の2の2第1項の規定による報告について虚偽の報告がされたことがないこと」、「過去3年以内において消防法第36条第1項において準用する第8条の2の2第1項の規定による点検の結果、防災管理点検資格者により点検対象事項が点検基準に適合していないと認められたことがないこと」及び「防火対象物について、消防法又は同法に基づく命令の遵守の状況が優良なものとして総務省令で定める基準の適合するものであること」である。</p> <p>なお「点検基準」については、消防法施行規則第51条の14及び消防法施行規則第51条の14第3号及び第4号の規定に基づき、防災管理対象物の点検基準に係る事項等を定める告示の関係規定を、「総務省令で定める基準」については、消防法施行規則第51条の16第1項の関係規定とする。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	14日
	標準処理期間を設定できない理由	